

和歌山県遺伝子検査機器導入事業実施要綱

(目的)

第1 和歌山県遺伝子検査機器導入事業（以下「本事業」という。）は、医療従事者等の新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止及び救急医療体制の維持のため、新型コロナウイルス感染症患者の受入又は新型コロナウイルス感染症にかかる検査を行う医療機関への遺伝子検査機器等（以下「検査機器」という。）の導入を促進・支援することを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、下記の各号のいずれかに該当する和歌山県内の医療機関（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 初期救急医療機関
- (2) 二次救急医療機関
- (3) 三次救急医療機関
- (4) その他、感染拡大防止のため知事が必要と認める医療機関

2 知事は、事業者が行う本事業の実施に対し、補助金を交付する。

(事業内容)

第3 本事業の内容は、検査機器とその周辺機器の購入等の事業とする。

2 本事業で導入及び購入した検査装置及びその周辺機器は、次に掲げる者のうち行政検査の対象となる者を除き、知事又は医師が必要と認めた者に対する新型コロナウイルス感染症にかかる検査の使用に限る。

- (1) 全身麻酔等の感染リスクのある処置・手術予定者
- (2) 分娩前妊婦
- (3) 感染の疑いのある病院職員
- (4) 救急受診患者
- (5) 抗原検査との併用患者
- (6) その他、医師が緊急性を認める入院・外来患者
- (7) その他、感染防止のため知事が必要と認めるもの

3 事業者は、検査を行い、陽性の結果が出た場合、PCR検査・抗原検査実施報告書（別記第1号様式）により管轄保健所に報告し、速やかに検査を行った検体と同一の検体を知事が指定する機関に提供しなければならない。

4 知事が指定する機関は、第3の3により報告を受けた場合、当該検査対象者について行政検査を行う。

5 事業者は、第3の3に定める報告のほか、県から依頼があった場合、検査の実施状況について報告するものとする。

(委任)

第4 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。